

7. 保育料等

保育料は、児童福祉法等の規定により保育施設等にかかる経費の一部を保育料として、また給食費等実費分を各家庭で負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて市民税額により決定します。

算定期間は4月と9月の2回です。4月は進級による変更、9月は課税年度の変更により算定します。

2024(令和6)年度	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
2024(令和6)年度の市民税額で算定		2025(令和7)年度の市民税額で算定	



○所得申告について

◆保育料の算定及び副食費の免除判定にあたり、市民税の申告が必要です。(収入がなかった方もその旨の申告が必要です。)

・2024(令和6)年度市民税は、令和6年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入が対象)

・2025(令和7)年度市民税は、令和7年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。
(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が対象)

◆2023(令和5)年及び2024(令和6)年中に、国外での収入がある方は、国外での収入及び控除等が分かる資料を提出してください。

◆世帯の所得が未確定の場合(未申告、税関係書類が未提出等)、税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。
(ただし、年度をさかのぼっての精算はできません。)

◆修正申告等により税額が変更になった場合は速やかに保育幼稚園室へご連絡ください。保育料の変更は、保護者からの申し出等により市が確認した翌月からとなります。なお、遡っての変更・修正・及び還付は行いません。

○保育料の決定

◆公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育部分)及び地域型保育事業の保育料は同じです。ただし、延長保育料は各施設の対応となります。

◆保護者の前年合計収入(4～8月分は前々年、9～3月分は前年の収入をいう。以下同じ。)が103万円未満の場合等、保護者のみで生計を維持していないと判断される場合には、同居の祖父母等を家計の主宰者・扶養義務者とし、主となる方を保育料の算定に含めます。なお、保護者の前年合計収入額を計算するにあたって、給与等以外の収入については、児童手当、児童扶養手当及び公的年金のみ、前年合計収入額に含めるものとします。

◆保育料減免等について

(1) 同一世帯の兄弟が、保育施設の他に幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設へ通所している場合、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用する就学前児童がいる場合は、2人目以降の保育料を軽減します。入所後に、「保育の利用にかかる保育料 多子軽減申立書」に兄弟の在園証明を添えて提出してください(ただし、市内の幼稚園又は認定こども園に兄弟が在園している場合は、多子軽減申立書の提出は不要です。)。申請は毎年必要です。

(2) 保育料徴収額表の階層区分がB、C、D1、D2及びD3に該当する方のうち、ひとり親世帯ではない方で、同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯であり、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害

者保健福祉手帳をお持ちの方、又は特別児童扶養手当若しくは国民年金の障害基礎年金等を受給されている方がいる場合は、減免対象になります。入所後に、「教育・保育の利用にかかる保育料 減免申立書（在宅障害児（者）用）」と申立書に記載の添付書類を添えて提出してください。申請は毎年必要です。

○給食費について

- ◆給食費とは、主食（お米など）分と副食（おかず・おやつ）分とし、保育施設により、3～5歳児の主食分は現物持参となる所もあります。
- ◆満3歳児（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの給食費は、施設の指定する方法でお支払いいただきます。
- ◆0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。

○幼児教育・保育の無償化について

- ◆満3歳（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの保育料は無償となります。
- ◆0～2歳児クラスについては、市民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。
- ◆延長保育料、預かり保育料（1号認定のみ）、満3歳児（1号認定のみ）・3～5歳児クラスの給食費、通園送迎費、及び行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。なお、預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。（上限あり）

子どもの クラス (実施年齢)	認定区分 (保育の 必要性)	施設区分	保育料	給食費		他実費分
				主食費	副食費	
3～5歳児	1号認定 (なし)	私立幼稚園 (新制度)	無償	実費徴収 ※1		施設にご確 認ください。
		認定こども園				
	2号認定 (あり)	認定こども園				
		保育所				
0～2歳児	3号認定 (あり)	認定こども園	有償 ※2	保育料に含む。		
		保育所				
		小規模・事業所内・ 家庭的保育施設				

※1 主食は持参含む。年収360万円未満相当世帯の子どもと名張市子ども3人目プロジェクト対象の子どもの副食費（おかず代）が免除 ※2 市民税非課税世帯、第3子以降の子どもの保育料が無償

○名張市子ども3人目プロジェクトについて

- ◆名張市では、保護者が扶養している高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どものうち、最年長の子どもを1人目とし、3人目以降の全ての子どもの保育料及び副食費を無償とします。該当する方は、入所後に「保育料・副食費 多子軽減申立書（名張市子ども3人目プロジェクト用）」を提出してください（他の自治体から児童手当を受給している方、又は公務員の方は、申立書に記載の添付書類を添えて提出してください）。申請は毎年必要です。



※保育料徴収額表



令和7年4月1日適用

階 層 区 分			保育料（月額）（円）			
			保育標準時間認定		保育短時間認定	
			0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0	
B	市民税非課税世帯		0		0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	6,150		5,750	
		上記以外の世帯	12,300		11,500	
D1	市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	14,400		13,600	
D2	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	19,900		19,000	
D3	57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300		5,900	
		上記以外の世帯	22,500		21,600	
D4	77,101円以上 87,000円未満		25,200	0円	24,300	0円
D5	87,000円以上 97,000円未満		27,600		26,600	
D6	97,000円以上 115,000円未満		31,700		30,700	
D7	115,000円以上 133,000円未満		35,300		34,200	
D8	133,000円以上 151,000円未満		37,500		36,400	
D9	151,000円以上 169,000円未満		40,300		39,100	
D10	169,000円以上 190,100円未満		43,000		41,800	
D11	190,100円以上 211,300円未満		45,400		44,200	
D12	211,300円以上 256,100円未満		47,800		46,500	
D13	256,100円以上 301,000円未満		50,600		49,300	
D14	301,000円以上 397,000円未満		52,700		51,400	
D15	397,000円以上		54,500		53,100	

- (注1) 階層区分は、毎年4月から8月は前年度の市民税額、9月から翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- (注2) 市民税課税額を計算する場合には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- (注3) ひとり親世帯等とは、母子または父子世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。
- (注4) 月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は、原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。（転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。）自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。
- (注5) 10円未満の端数は切り捨てます。
- (注6) 保育必要量が標準時間の場合は一日最大11時間、短時間の場合は一日最大8時間の保育の利用に対する徴収額を示すものです。
- (注7) 教育・保育給付認定（以下「認定」という。）第3号は、満3歳に到達したことにより、年度途中で認定第2号になりますが、その年度中の保育料は認定第3号を適用します。
- (注8) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の半額等適用の基準について
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします。
- (注9) D2階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子は上記の半額、第3子以降は無料とします。
- (注10) ひとり親世帯等についてはD3階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子以降は無料とします。
- (注11) 名張市3人目プロジェクトとして、保護者が扶養している高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童のうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降は無料とします。

※教育・保育給付認定第2号・3号におけるスポット保育及び延長保育料金表

保育料徴収額表の階層区分の「A」及び「B（ひとり親世帯等及び里親に限る）」を除き、

次の保育時間に保育した場合においては、下記の料金を徴収します。

延長時間は各施設で異なりますので、利用施設にてご確認ください。

（※スポット保育及び延長保育の利用料については、幼児教育保育無償化の対象外です。）

（１）保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

(円)

時間 支給認定区分	開所時間から 8：30まで	8：00から 8：30まで	16：30から 17：00まで	16：30から 17：30まで	16：30から 保育標準時間 終了時間まで
2号認定（3歳以上児）	200	100	100	150	200
3号認定（3歳未満児）	250	150	150	200	250

※スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

（２）保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（１回あたり）

(円)

時間 支給認定区分	開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定（3歳以上児）	200	400	500	600
3号認定（3歳未満児）	300	500	600	700

※スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。

※利用料金については、申請時に現金で徴収します。

※保育短時間認定の児童が利用する場合は、（１）に加算します。

※延長保育（月額）利用者が申請時間を超えて利用する場合は、利用した時間までのスポット保育利用
料金と月額の申請時間までのスポット保育利用料金との差額を徴収します。

（３）延長保育料金（月額）

(円)

時間 支給認定区分	開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定（3歳以上児）	2,000	3,000	4,000	5,000
3号認定（3歳未満児）	2,500	4,000	5,000	6,500

※延長保育料については、保育料徴収額表（注8）を適用し、（注9）～（注11）を適用しません。

※公立保育所においては、保育料徴収額表に定める額に加算して徴収します。

※公立保育所以外の保育施設では、延長保育料金のみ別途徴収となります。

